

泉大津市地球温暖化対策地域推進計画
(地方公共団体実行計画 事務事業編)

(地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画第 6 期)

2025 年 4 月策定

泉大津市

目次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 計画の目的・位置づけ	1
2 計画の期間	2
3 対象とする範囲	2
4 対象とする温室効果ガス	2
第 2 章 温室効果ガス排出量の状況	3
1 温室効果ガス排出量の推移	3
2 課題	3
(1) 電力	3
(2) 都市ガス（LNG）、プロパンガス（LPG）	4
(3) ガソリン・軽油・灯油	4
第 3 章 温室効果ガス排出量に関する目標	5
1 目標設定の考え方	5
2 基準年度及び数量的な目標	5
第 4 章 目標達成に向けた取組	6
1 目標達成に向けた取組の基本方針	6
2 重点的な取組	6
3 目標達成に向けた具体的な施策	7
(1) 再生可能エネルギーの導入	7
(2) 環境価値が高いエネルギー調達の推進	7
(3) 施設・設備等の省エネルギー化	7
(4) 職員の取組・就業環境の整備	8
第 5 章 計画の推進・管理体制	9
1 計画の全序的な推進体制	9
2 推進体制における役割	10
3 進行管理	11
(1) 毎年の PDCA	11
(2) 計画全体の PDCA	11

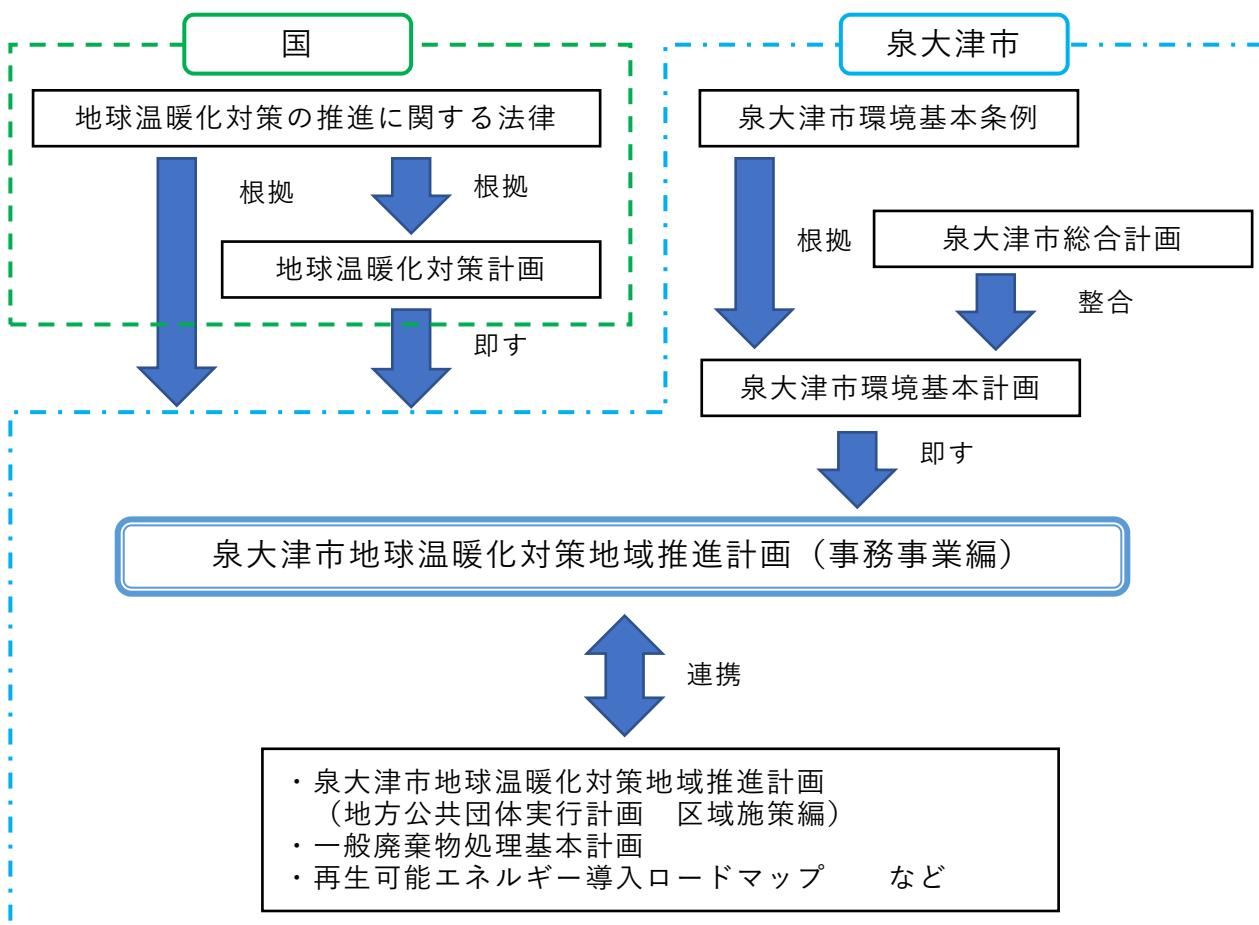
第6章 資料編	1
1 地球温暖化とは	1
2 地球温暖化問題に関する国内外の動向	2
3 SDGsとの関わり	4
4 温室効果ガス排出量の推移	5
5 温室効果ガス排出量の内訳	5
6 対象施設	6
(1) 算定対象施設（基本）：35施設（廃止済み12施設）	6
(2) 算定対象施設（全施設）：70施設	7
7 温室効果ガスの算定方法	8
(1) エネルギー利用に伴う温室効果ガス排出係数	8
(2) 自動車の運転に伴う温室効果ガスの算定（CH ₄ ・N ₂ O）	8
(3) カーエアコンの使用に伴う温室効果ガスの算定（HFC134-a）	9
8 市公共施設における太陽光発電設備等の導入	10
(1) 太陽光発電設備導入施設	10
(2) 太陽光発電設備の導入可能性調査	11

1 計画の目的・位置づけ

泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画 事務事業編）（以下、「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、泉大津市（以下、「本市」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

本市は地域の環境行政を担う一方、市内でも大規模な温室効果ガス排出事業者としての性格を併せ持っていることから、市自らが事業者・消費者の一員として、温室効果ガス排出削減に向けた取組を率先して実行するとともに、取組を通じて市民・事業者の環境に配慮した取組を促進し、市域から排出される温室効果ガスの排出削減を図る必要があります。

なお、本計画の内容は、国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）、泉大津市第3次環境基本計画、泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画 区域施策編）及び各種環境関連計画の内容を踏まえたものとします。



2 計画の期間

本計画は、2025年度から2030年度末までを計画期間としますが、期間中においても、国の動向（地球温暖化対策計画の改定等）、取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

項目／年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画（第5期）			→					
本計画				策定				→

3 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、市が実施する全ての事務・事業とします。

また、外部に管理委託する施設についても、本計画の対象範囲とし、本計画に基づき温室効果ガスの排出量の削減については、受託者に対して措置を講ずるよう要請することとします。なお、指定管理者制度の施設についても、エネルギー管理権限を有する場合は、対象範囲とします。

なお、計画期間内に増加した施設や廃止となった施設については、妥当性、正確性等の条件を考慮した上で、追加又は除外を行っていきます。

対象施設の詳細は、資料編に記載しています。

4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、次の表のとおりとします。

なお、温室効果ガス排出量は、二酸化炭素排出量に換算して算出します。

温室効果ガスの種類	発生条件
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料、ガス、電気の使用
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、笑気ガスの使用
ハイドロフロオロカーボン (HFC)	車載エアコンの使用

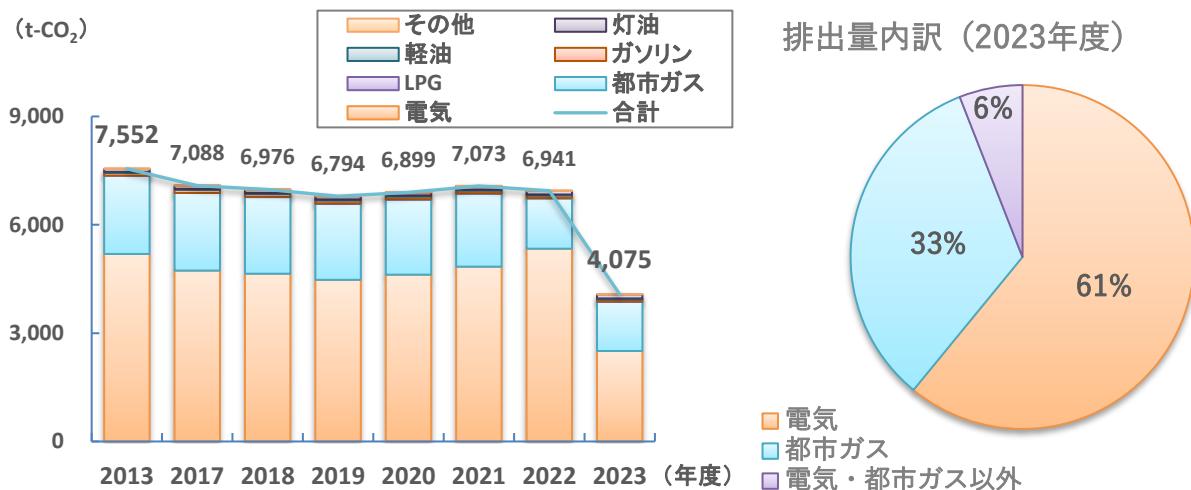
温室効果ガス排出量の算定方法については、「第6章 資料編-7 温室効果ガスの算定方法」に記載しています。

第2章 温室効果ガス排出量の状況

1 温室効果ガス排出量の推移

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の推移は、全体的に減少傾向となっており、2023年度においては、2013年度から約46%削減しています。

また、燃料別に見ると電気由来の温室効果ガス排出量が全体の約6割を占めています。



2 課題

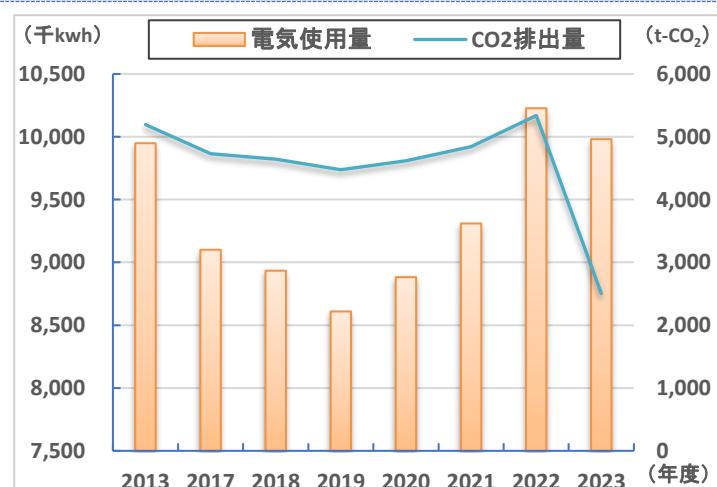
(1) 電力

本市の使用電力量は、2019年度まで減少してきましたが、2020年度以降、コロナウイルス感染症拡大防止に関する取組、熱中症予防による空調使用の増加、配水場のポンプ稼働率の上昇等により増加傾向にあります。

年度	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /kWh)
2013	7,500
2017	7,500
2018	7,500
2019	7,500
2020	7,500
2021	7,500
2022	7,500
2023	0

今後、電力由来の温室効果ガスを削減するには、省エネ等による消費電力の削減を推進するとともに、排出係数の低い電力の調達をさらに進めることが求められます。

また、運用によるエネルギー使用量の削減が困難な施設もあることから、太陽光パネル等による創エネルギーも求められています。



(2) 都市ガス (LNG)、プロパンガス (LPG)

都市ガス由來の温室効果ガス排出量は、2021年度までほぼ横ばいで推移し、その後減少に転じています。

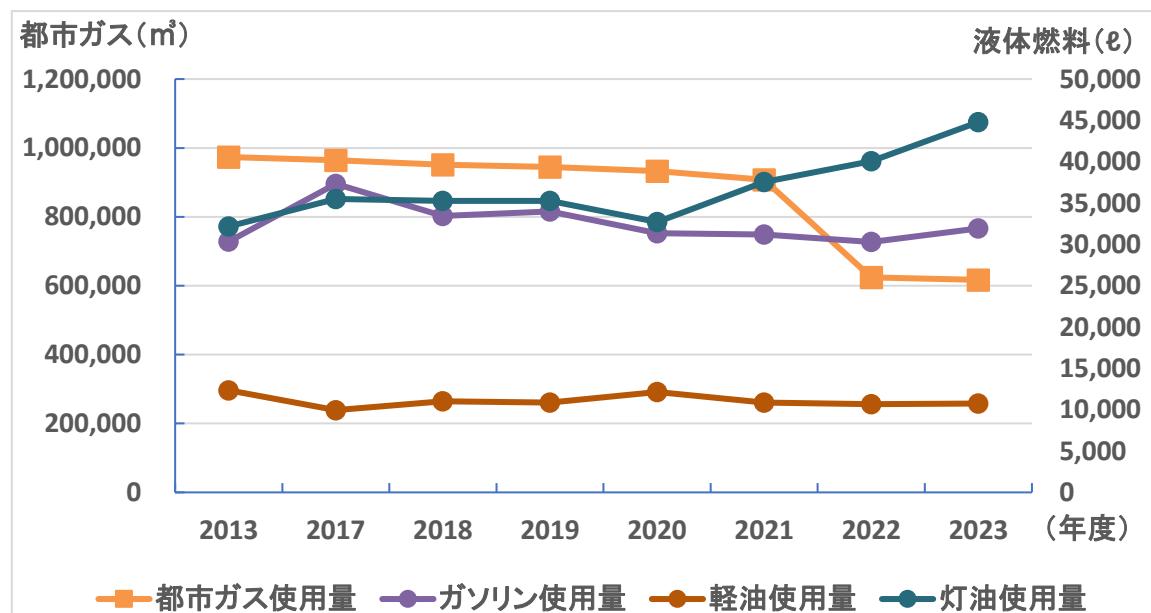
今後、都市ガス・プロパンガス由來の温室効果ガスを削減するためには、省エネルギー機器の導入等による消費ガスの削減が求められます。

(3) ガソリン・軽油・灯油

ガソリン・軽油由來の温室効果ガス排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。

今後、ガソリン・軽油由來の温室効果ガスを削減するためには、電動車等の導入によるエネルギー使用量の削減が求められます。

灯油由來の温室効果ガス排出量の増加は、火葬場の稼働率が上昇したことに起因するもので、直ちに削減に転じる対策はありませんが、今後より効率の良い機器の導入や運用の改善が求められます。



第3章 温室効果ガス排出量に関する目標

1 目標設定の考え方

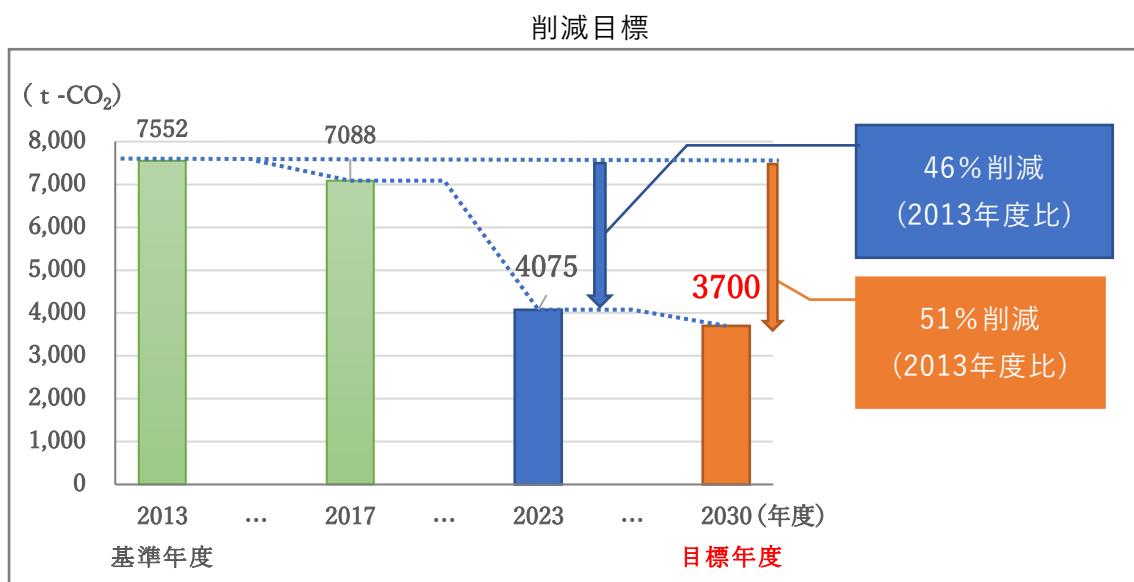
本計画の目標は、上位計画である国の「地球温暖化対策計画」に準拠し設定します。

なお、「地球温暖化対策計画」においては、部門別の削減目標が定められており、その内の「業務その他部門」が本市の事務事業にあたります。

国「地球温暖化対策計画」の概要	
策定時期	2021年10月
計画期間	2021年度から2030年度
基準年度	2013年度
削減目標	46%削減（50%の高みに向け、挑戦を続ける。） (業務その他部門: 51%削減)

2 基準年度及び数量的な目標

本計画の基準年度及び目標	
策定（改正）時期	2025年3月
計画期間	2025年度から2030年度
基準年度	2013年度
削減目標	51%削減（7,552→3,700t-CO ₂ ）



第4章 目標達成に向けた取組

1 目標達成に向けた取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と都市ガス・灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に取り組みます。

本計画の目標を達成するため、「太陽光発電の導入」「再生可能エネルギー電力の調達」「設備の省エネルギー化」「職員の取組・就業環境の整備」の4つの基本方針を軸に施策を展開することとします。



2 重点的な取組

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）では、下記の取組が示されています。泉大津市においても同様に重点的な取組として位置付けます。

政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることをを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

3 目標達成に向けた具体的施策

本計画の目標達成のための4つの基本方針について、取組視点、取組内容は以下のとおりです。

(1) 再生可能エネルギーの導入

取組視点	自家消費を主目的とした再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">施設の新設、改修時に太陽光発電の導入公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査の結果に基づき太陽光発電の導入を検討

(2) 環境価値が高いエネルギー調達の推進

取組視点	環境価値の高いエネルギーを調達することにより、エネルギー使用による温室効果ガス総排出量の削減を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">泉北クリーンセンターで発電された電力の有効活用可能な限り再生可能エネルギー電力の調達に努める技術革新による再生可能エネルギーの動向に気を配り最新技術の導入を検討

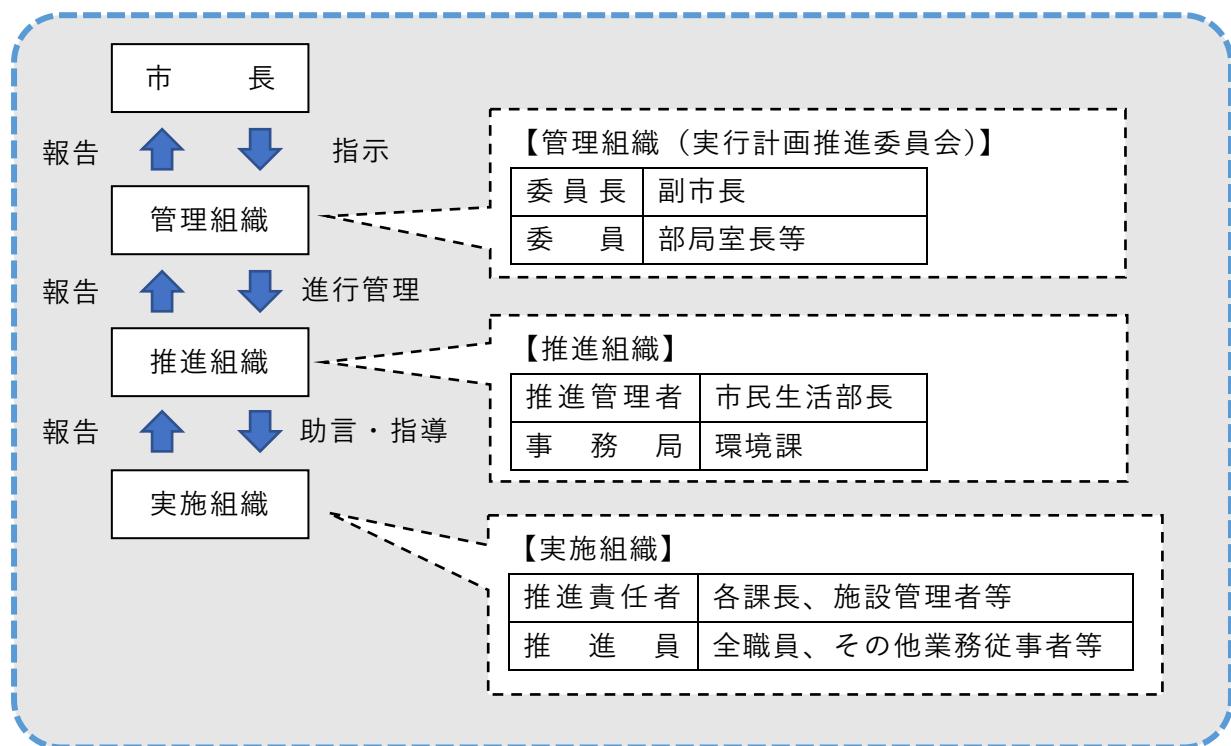
(3) 施設・設備等の省エネルギー化

取組視点	公共施設のZEB化を推進し、施設の新設・改修時や老朽化した設備・機器等を更新する際に、CO ₂ 排出量削減効果の高い設備、機器を導入します。
取組内容	<p><施設・設備></p> <ul style="list-style-type: none">LED照明、高効率空調、給湯器、ポンプ、変圧器の計画的な更新ボイラー等の燃焼機器を高効率で運転できるよう調整エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の「製造事業者等の判断基準」に規定する基準エネルギー消費効率以上の機器もしくはL2-tech水準相当の機器の選定、導入二重窓、複層ガラス、断熱フィルムなどの採用による断熱性の向上 <p><公用車></p> <ul style="list-style-type: none">電動車等の導入特殊車両の電動化検討使用実態を踏まえた必要最低限の公用車の保持

(4) 職員の取組・就業環境の整備

取組視点	<p>職員一人ひとりの温室効果ガス排出量の削減に向けた意識の向上を図り、市民サービスに影響のない範囲で運用の改善に向けた取組を推進するとともに、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。</p>
取組内容	<p>< 照明 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明の業務上必要最小限の点灯 ・ 会議室、倉庫、書庫、階段、トイレ等は人感センサーを活用するなど使用時のみ点灯するよう検討 <p>< 空調 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調温度の適正管理 ・ 外気を有効利用し、空調機の必要最小限の稼働 ・ ブラインド、カーテンの活用、戸締りの徹底 <p>< 物品購入・使用・廃棄 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペーパーレス化の推進 ・ グリーン購入法適合商品など環境に配慮した物品の優先購入 ・ 事務用品の詰め替え、補充等を徹底し使い捨ての削減 ・ 資源ごみの分別徹底、リサイクルの推進 <p>< 業務 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮契約法に基づく基本方針に準じた環境配慮契約への転換の促進 ・ 委託業務等の受託者等に対し可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請 ・ 移動の際には公共交通機関を積極的に利用し、公用車を利用する際には可能な範囲で相乗りしエコドライブを実践 <p>< 就業環境の整備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減 ・ 夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進 ・ テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用の推進

1 計画の全庁的な推進体制



【実行計画推進委員会 委員】

- ①危機管理監 ②市長公室長 ③総務部長 ④市民生活部長 ⑤保険福祉部長
- ⑥健康こども部長 ⑦都市政策部長 ⑧会計管理者
- ⑨市立周産期小児医療センター事務局長 ⑩消防長 ⑪議会事務局長
- ⑫教育長 ⑬教育委員会事務局長 ⑭選挙管理委員会事務局長
- ⑮監査委員事務局長 ⑯公平委員会事務局長 ⑰農業委員会事務局長

※2025年4月現在 組織構成の変更により随時変更

2 推進体制における役割

市長	重要事項の決定及び必要事項の指示を行う。
管理組織 (実行計画推進委員会)	計画の進行管理を行い、結果を市長に報告する。
推進組織	<p><推進管理者></p> <ul style="list-style-type: none">・取組目標の設定を行い、実行計画推進委員会に諮る・取組実施状況を1年ごとにとりまとめ、実行計画推進委員会に報告する・目標と実績の対比及び問題点の抽出、対策の検討を行う・外部評価を実施する <p><事務局></p> <p>推進管理者を補佐し、実行計画推進の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・取組目標案を作成する・推進管理者の指示を推進責任者に伝達する・各部署の取組実施状況、エネルギー使用量等を集計し取りまとめる
実施組織	<p>各部署で実行計画を推進し、目標達成に向けた取組を実施する。</p> <p><推進責任者></p> <ul style="list-style-type: none">・部署ごとに取組目標・実施可能項目を設定する・目標達成に向け所属職員に助言・指導を行う <p><推進員></p> <p>推進責任者を補佐し、取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・取組実施状況、エネルギー使用量等を取りまとめる

3 進行管理

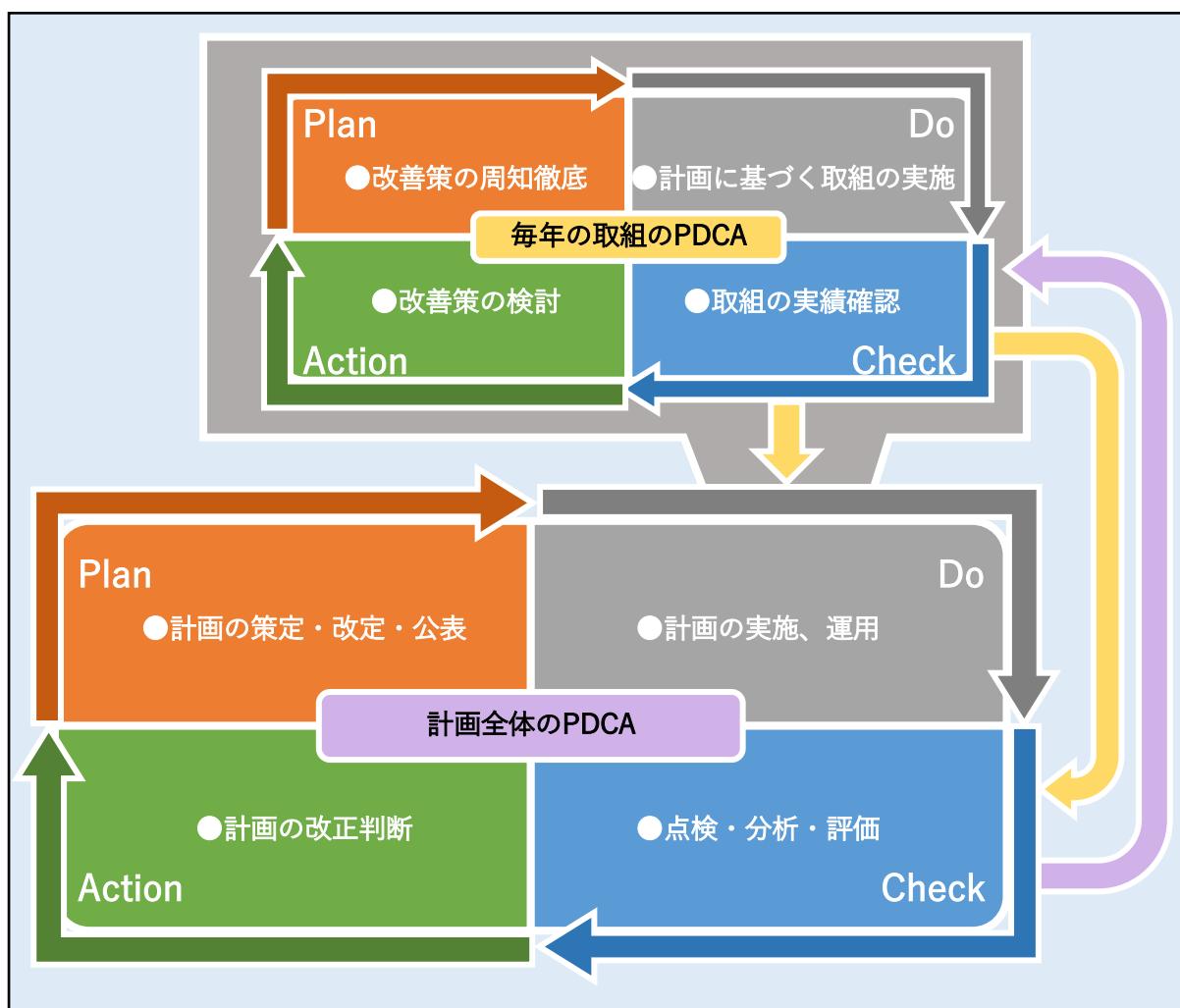
本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階のサイクルを、繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、管理組織である実行計画推進委員会だけでなく、それぞれの実施組織においてもPDCAサイクルを繰り返し、取組の改善に努めます。

(1) 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して実行計画推進委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(2) 計画全体のPDCA

実行計画推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、改定要否の検討を行い、必要がある場合には計画の改定を行います。

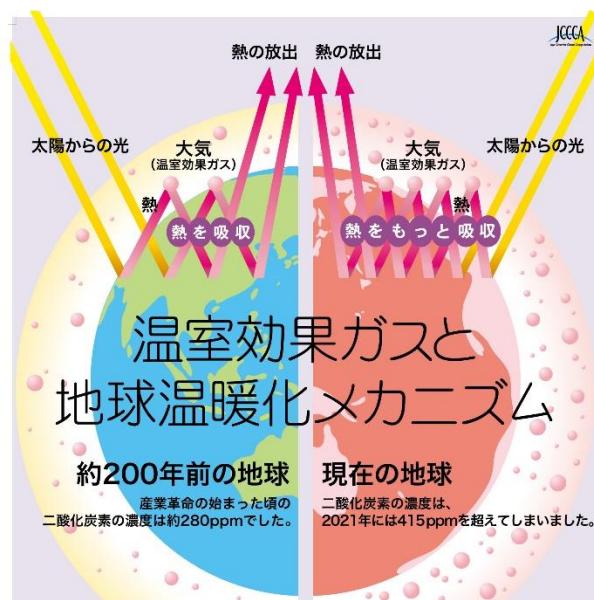


1 地球温暖化とは

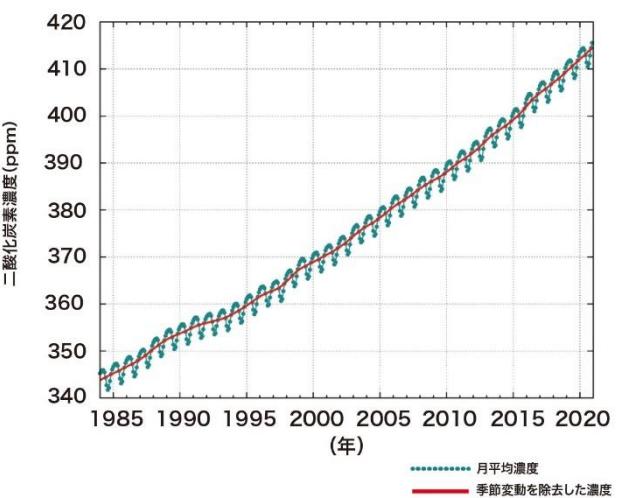
地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化



出典) 温室効果ガス世界資料センター (WDCGG)
「地球全体の二酸化炭素の経年変化」(気象庁ホームページより)

(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

2 地球温暖化問題に関する国内外の動向

国内外、本市における、主な地球温暖化問題に関する動向は以下のとおりです。

年	世界	日本の動き	市の動き
2015	パリ協定採択（12月） 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて国際的枠組となる「パリ協定」が採択		
2016	パリ協定発効（11月） 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力を追求する等を長期目標として設定	地球温暖化対策計画閣議決定（平成28年5月） 温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに26%減、2050年度までに80%減を目標として設定	COOL CHOICE宣言（平成28年7月） 温室効果ガス削減に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に賛同し推進することを宣言
2017			
2018	IPCC1.5°C特別報告書の公表（10月） 各国の削減目標を反映してもパリ協定の1.5°C目標の達成が困難であることを報告	第5次エネルギー基本計画閣議決定（平成30年7月） 2030年度電源構成について、非化石電源比率を44%に設定	
2019			地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画（第5期）策定（令和元年5月） 市の事務事業全般における温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに40%減等を目標として設定 いずみおおつプラスチックごみゼロ宣言（令和元年6月） 「みんなの手できれいなまちづくり」を目指し、ごみ拾い活動を広め、自分たちのまちをきれいにしていくことを宣言
2020		2020年カーボンニュートラル宣言（令和2年10月） 首相所信表明演説にて2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言	泉大津市気候非常事態宣言、泉大津市ゼロカーボンシティ表明（令和2年6月） 「市民・事業者と連携し、全力で気候変動対策に取り組む」「再生可能エネルギーの最大限利活用により2050年までにCO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す」ことを宣言

2021	<p>気候サミット開催（4月） 各国が温室効果ガス削減目標を引き上げ COP26開催（10月） 「世界の気温上昇を1.5°C以内に抑えるために努力を追求する」「石炭火力発電を段階的に削減する」ことを成果文書に明記</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案成立（令和3年5月） 2050年カーボンニュートラルを基本理念に位置付け 地域脱炭素ロードマップとりまとめ（令和3年6月） 全国で脱炭素の基盤となる重点施策等を展開 地球温暖化対策計画、第6次エネルギー基本計画閣議決定（令和3年10月） 温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに46%減、2050年カーボンニュートラルを目標として設定</p>	第5次一般廃棄物処理基本計画を策定（令和3年3月）
2022			<p>泉大津市分別収集計画（第10期）を策定（令和4年7月） 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」官民連携協議会参画（令和4年10月）</p>
2023	<p>COP28開催（11月） 世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックティク※」が初めて実施された</p>		第3次環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、再生可能エネルギー導入ロードマップ策定（令和5年3月）
2024	<p>COP29開催（11月） 国際的に協力して削減・除去対策を実施するパリ協定第6条の完全運用化が実現</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正（令和6年4月） 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等</p>	

※5年ごとに世界全体の気候変動対策の進捗状況を確認する仕組み

3 SDGs との関わり

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、令和 12 年(2030 年)までに、持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標です。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくことが示されています。

SDGs には、経済・社会・環境をめぐる幅広い分野にわたる目標が掲げられておりますが、気候変動や生物多様性などの環境に関する項目が多く含まれており、SDGs の達成に向けて取組を進めることは、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、本計画に基づき、気候変動対策や資源循環、生活環境の保全などの様々な取組を推進することで、SDGs の達成に貢献していきます。

【持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール（目標）】



出典：国際連合広報センター

4 温室効果ガス排出量の推移

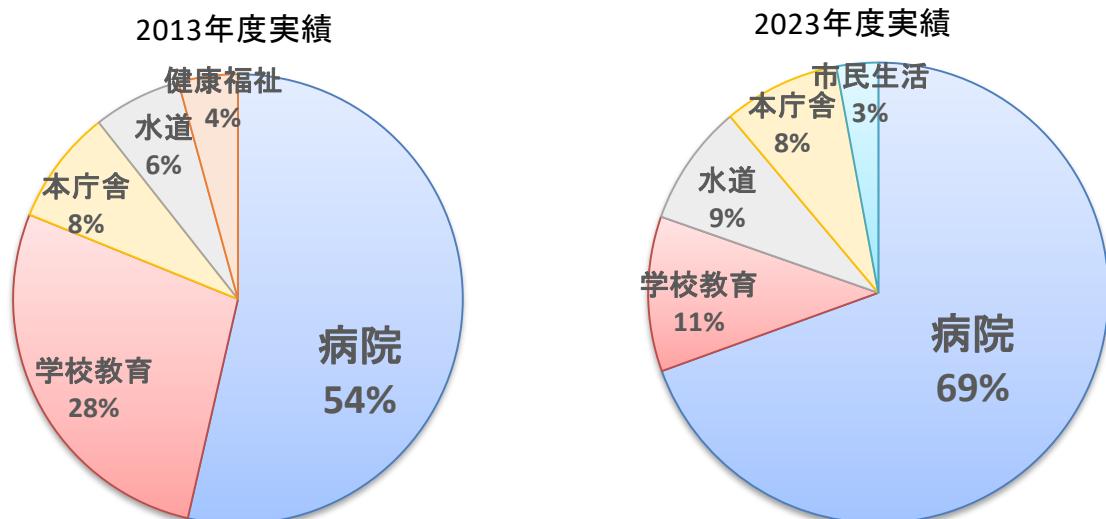
単位 : t -CO₂

燃料／年度	2013	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
電気使用量	5,193	4,732	4,646	4,477	4,619	4,841	5,338	2,505
都市ガス使用量	2,171	2,150	2,122	2,107	2,080	2,024	1,392	1,362
LPG 使用量	1.7	1.5	11.1	11.1	11.0	10.5	9.8	11.0
ガソリン使用量	70.4	86.6	77.6	78.8	72.7	72.4	70.3	53.9
軽油 使用量	31.9	25.7	28.4	28.0	31.3	28.0	27.5	28.1
灯油 使用量	80.1	88.4	87.8	87.8	81.4	93.5	99.7	111.5
自動車走行に伴うメタン排出	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
自動車走行に伴うN ₂ O排出	2.1	2.0	2.3	2.2	2.0	1.9	1.7	1.9
カーエアコン使用に伴うHFC排出	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1	0.9
合計	7,552	7,088	6,976	6,794	6,899	7,073	6,941	4,075
削減量	-	6%	8%	10%	9%	6%	8%	46%

※温室効果ガス排出量は、燃料の使用量に排出係数を乗じて算出しています。詳しくは「第6章 資料編-7 温室効果ガスの算定方法」に記載しています。

5 温室効果ガス排出量の内訳

施設別の割合としては病院の排出量が多くを占めています。



※1%未満の施設種別は省略しています

6 対象施設

本計画の対象範囲を市の実施する全ての事務・事業としているから、全ての公共施設を対象とします。

ただし、基準年度（2013年度）からの削減量等を把握するため、前計画である地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画（第5期）（以下、「前計画」という。）から引き続き算定する施設を算定対象施設（基本）として算定します。なお、本計画から新たに算定する施設を含めた全施設については、算定対象施設（全施設）として、算定対象施設（基本）と別に算定し、参考として取り扱うこととします。なお、分類は、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）を参考に行ってています。

(1) 算定対象施設（基本）：35施設（廃止済み12施設）

前計画から引き続き算定を行う施設

大分類	中分類	施設
市民文化系施設 (2施設)	集会施設	南公民館、北公民館
社会教育系施設 (4施設)	図書館	図書館
	博物館等	池上曾根弥生学習館、勤労青少年ホーム、織編館
スポーツ・レクリエーション系施設 (1施設)	スポーツ施設	総合体育館
学校教育系施設 (12施設)	学校	中学校（東陽、誠風、小津） 小学校（戎、旭、穴師、上條、浜、条東、条南、楠）
	その他教育施設	教育支援センター
子育て支援施設 (7施設)	幼保・こども園	幼稚園（穴師、旭） 認定こども園（くすのき、かみじょう、えびす） 保育所（浜、要）
保健・福祉施設 (1施設)	保健施設	保健センター
医療施設 (1施設)	医療施設	周産期小児医療センター（旧称：市立病院）、
行政系施設 (3施設)	庁舎等	本庁舎
	消防施設	消防本部
	その他行政系施設	地域安全センター
供給処理施設 (2施設)	上水道施設	くらしの水センター
	下水道施設	汐見ポンプ場
その他(2施設)	その他	火葬場（ゆうしお）、春日墓地管理事務所
2025年3月現在廃止済みの施設 (12施設)		消防出張所、ベルセンター、市民会館、 幼稚園（戎、上條、浜、条東、条南） 保育所（戎、上條、宇多、条東）

(2) 算定対象施設（全施設）：70 施設

エネルギー管理権限を有する全ての公共施設

大分類	中分類	施設
市民文化系施設 (4 施設)	集会施設	南公民館、北公民館、 まちづくり事務所（泉大津駅西地区、北助松駅周辺 地区）
社会教育系施設 (4 施設)	図書館	図書館
	博物館等	池上曾根弥生学習館、勤労青少年ホーム、織編館
スポーツ・レクリ エーション系施 設 (4 施設)	スポーツ施設	総合体育館、古池公園運動場、三十号池公園運動場、 助松公園（テニスコート、野球場、プールを含む）
学校教育系施設 (12 施設)	学校	中学校（東陽、誠風、小津） 小学校（戎、旭、穴師、上條、浜、条東、条南、楠）
	その他教育施設	教育支援センター
子育て支援施設 (10 施設)	幼保・こども園	幼稚園（穴師、旭） 認定こども園（くすのき、かみじょう、えびす） 保育所（浜、要）
	幼児・児童施設	児童発達支援センター、子育て支援センター 健康福祉プラザ
保健・福祉施設 (14 施設)	高齢者福祉施設	長寿園（穴師、浜、条東、戎、板原、助松、東港、 宇多、旭、条南、東助松、北豊中）
	保健施設	保健センター
	その他社会保険施 設	総合福祉センター
医療施設 (2 施設)	医療施設	周産期小児医療センター（旧称：市立病院）、 泉大津急性期メディカルセンター
行政系施設 (3 施設)	庁舎等	本庁舎
	消防施設	消防本部
	その他行政系施設	地域安全センター
公営住宅 (6 施設)	公営住宅	市営住宅（寿、汐見、二田、助松、虫取、河原）
公園 (1 施設)	公園	公園（管理棟・倉庫・便所含む）
供給処理施設 (2 施設)	上水道施設	くらしの水センター
	下水道施設	汐見ポンプ場
その他 (8 施設)	その他	火葬場（ゆうしお）、春日墓地管理事務所、 公園墓地、中央公衆便所
	その他 (小規模)	公園灯（防犯カメラ含む）、防犯灯、街路灯、 災害時用誘導灯

※太字は、本計画から算定する施設。

※公園については、各施設ごとの使用形態の差異が少ないため、まとめて算定する。

※その他（小規模）については、使用電力量が少ない複数の施設があるもの及び定額契約のものを項目ごとにまとめて算定する。

7 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、経済統計などで用いられる「活動量」（ガソリン、電気またはガスなどの使用量）に、「排出係数」をかけて求めます。

本計画における排出係数はについては、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（旧 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）（環境省）及び温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.5.0（環境省、経済産業省）をもとに設定をおこなっています。

(1) エネルギー利用に伴う温室効果ガス排出係数

エネルギー種別	排出係数 (2022年度まで)	排出係数 (2023年度)	排出係数 (2024年度以降)	単位
電気	0.522	0.36※1	変動※2	kg-CO ₂ /kWh
都市ガス (LNG)	2.23	2.05	変動※3	kg-CO ₂ /Nm ³
プロパンガス (LPG)	6.00	6.00	6.00	kg-CO ₂ /Nm ³
ガソリン	2.32	2.29	2.29	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	2.62	2.62	kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	2.50	2.50	kg-CO ₂ /L

※1 泉北クリーンセンターで発電された電力を受給している施設については、排出係数を「0」で算定する。

※2 電気使用に係る排出係数は、電気事業者が供給した電気について発電の際に排出したCO₂排出量を販売した電力量で割った値であり、電気事業者ごとに毎年度数値に変動が発生します。

※3 都市ガスに係る排出係数は、次のとおりです。

- ・事業者別排出係数を公表するガス事業者：公表している排出係数
- ・それ以外のガス事業者：代替値（省令の排出係数）

(2) 自動車の運転に伴う温室効果ガスの算定 (CH₄・N₂O)

本計画において、自動車の運転に伴い排出されるメタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O) をCO₂に換算して算定します。

算定の計算式は下記のとおりとなります。

CH4・N2O 排出量 (kg) = 走行距離 (km) × 自動車の種別ごとの排出係数
CO ₂ 換算 (kg) = CH4・N2O 排出量 × 地球温暖化係数

自動車の種別	排出係数	
	メタン(kg-CH ₄ /km)	N ₂ O(kg-N ₂ O/km)
①ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車	0.000010	0.000029
②ガソリンを燃料とするバス	0.000035	0.000041
③ガソリンを燃料とする軽乗用車	0.000010	0.000022
④ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000035	0.000039
⑤ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000015	0.000026
⑥ガソリンを燃料とする軽乗用・貨物車	0.000011	0.000022
⑦ガソリンを燃料とする特殊用途車	0.000035	0.000035
⑧軽油を燃料とする乗用車	0.0000020	0.000007
⑨軽油を燃料とするバス	0.000017	0.000025
⑩軽油を燃料とする普通貨物車	0.000015	0.000014
⑪軽油を燃料とする小型貨物車	0.0000076	0.000009
⑫軽油を燃料とする特殊用途車	0.000013	0.000025

温室効果ガス		地球温暖化係数
メタン	CH ₄	28
一酸化二窒素	N ₂ H	265

(3) カーエアコンの使用に伴う温室効果ガスの算定 (HFC134-a)

本計画において、公用車のカーエアコンに使用されている冷媒ガスは、現在一般的に普及している 1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) であると仮定し、CO₂に換算して算定します。

算定の計算式は下記のとおりとなります。

排出量 (kg) = カーエアコン使用台数 (台) × 排出係数
CO ₂ 換算 (kg) = 排出量 × 地球温暖化係数

温室効果ガス	排出係数	地球温暖化係数
テトラフルオロエタン	HFC-134a	0.010(kg-HFC/台・年)

8 市公共施設における太陽光発電設備等の導入

(1) 太陽光発電設備導入施設

2025年3月現在、公共施設の17施設（19建築物）に出力272.94kwの太陽光発電設備を導入しています。

施設名	設置年月	定格出力 (kW)	売電・自家
本庁舎	2008年2月 2011年3月	60	自家
市立周産期小児医療センター	2015年3月	20	自家
くらしの水センター	2007年2月	15.6	自家
総合体育館	2017年11月	20	自家
戎小学校	2008年2月	7.5	自家
旭小学校	2012年9月	10	売電
穴師小学校	2009年3月	10	自家
上条小学校	2012年10月	10	売電
浜小学校	2012年10月	10	売電
条東小学校	2012年10月	10	売電
条南小学校	2012年10月	10	売電
楠小学校	2012年10月	10	売電
東陽中学校	2012年9月	20	売電
誠風中学校	2012年9月	20	売電
小津中学校	2012年9月	20	売電
戎幼稚園	2013年3月	10	売電
総合福祉センター	2025年5月(予定)	9.84	自家
合 計	17施設 (19建築物)	272.94	-

(2) 太陽光発電設備の導入可能性調査

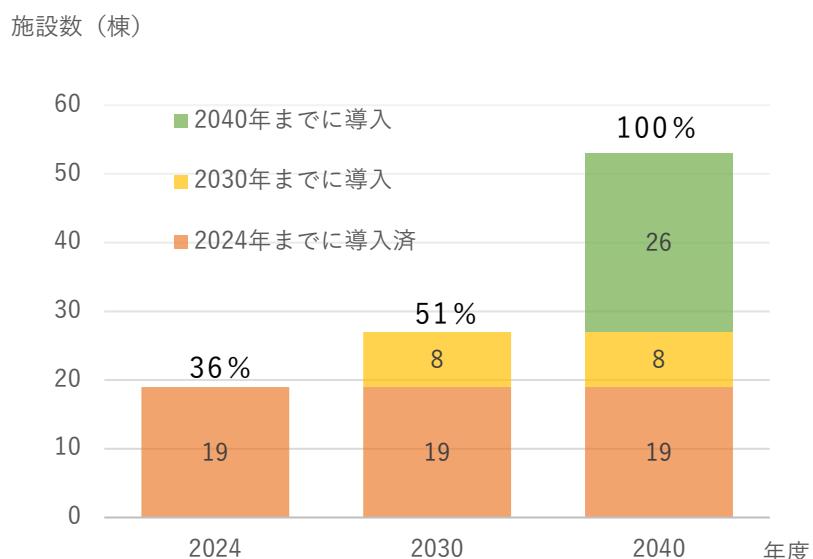
公共施設への更なる太陽光発電設備の導入を進めるため、令和5年度に環境省補助事業である令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により調査を実施しました。

・調査結果

調査の結果、本市において太陽光発電設備を設置可能な施設数は53施設（建築物ベース）となりました。国の「地域脱炭素ロードマップ」（2021年6月）では、2030年までに自治体の建築物等の約50%以上に太陽光発電設備の導入を目指すこととしているため、その方針に沿い、2030年までに新たに設置する目標建築物数を8施設とし、2030年に50%以上の導入を目指します。

なお、この建築物数は施設の改廃により増減があります。

太陽光発電設備設置件数目標



・導入を検討すべき建築物等及び既設の建築物

	連番	施設No.	残施設名	連番	建物No.	建築物名称	太陽光 既設
スクリーニング調査で導入可能と判断した建物	1	1	戎小学校	1	1	校舎	
	2	2	旭小学校	2	5	校舎棟(南館)	○
				3	6	校舎棟(新南館)	
				4	7	校舎棟(新館)	
				5	8	屋内運動場	
	3	3	穴師小学校	6	10	屋内運動場	
	4	4	上條小学校	7	12	屋内運動場	
				8	13	駐車場等	
				9	14	本館	○
	5	5	浜小学校	10	15	南館	
				11	21	西館	○
	6	6	条東小学校	12	22	東館	
				13	23	新館	
				14	24	屋内運動場	
				15	26	校舎棟	○
	7	7	条南小学校	16	27	体育館棟	
				17	28	駐車場等	
				18	29	校舎棟	○
	9	9	東陽中学校	19	34	本館	○
				20	36	南館	
				21	38	新館	
	10	10	誠風中学校	22	41	本館	
				23	42	北館	
				24	44	東館(旧)	
				25	45	東館(新)	
	11	11	小津中学校	26	49	校舎棟	○
	12	12	泉大津市役所	27	52	本庁舎	○
				28	53	駐車場等	
	13	13	旧防疫分室	29	54	旧清掃作業現場事務所	
	14	16	総合福祉センター	30	58	総合福祉センター	
				31	59	駐車場等	
	15	18	古池公園	32	62	駐車場等	
	16	20	泉大津市立児童発達支援センターにじっこ	33	70	泉大津市立児童発達支援センターにじっこ	
	17	21	旭幼稚園	34	71	本館	
	18	24	要保育所	35	74	本館	
				36	75	駐車場等	
	19	25	かみじょう認定こども園	37	76	乳児棟	
				38	77	幼児棟	
	20	26	ぐすのき認定こども園	39	79	乳児棟	
	21	27	えびす認定こども園	40	82	本館	○
	22	30	火葬場ゆうしお	41	88	火葬場	
				42	89	駐車場等	
	23	31	泉大津市公園墓地	43	91	駐車場等	
	24	32	池上曾根弥生学習館	44	92	本館	
調査により除外した既設の建物	1	戎小学校		45	3	屋内運動場	○
	10	誠風中学校		46	43	南館	○
	25	28	河原町市営住宅種地	47	86	市営住宅	○
調査対象外の既設の建物	3	穴師小学校		48	西館	○	
	4	上條小学校		49	屋内運動場	○	
	26	19	中央配水場	50	管理棟	○	
	27	泉大津市立総合体育館	泉大津市立病院	51	泉大津市総合体育館	○	
	28			52	南棟	○	
				53	周産期棟	○	

泉大津市地球温暖化対策地域推進計画
(地方公共団体実行計画 事務事業編)

令和7年4月

発 行：泉大津市
編 集：泉大津市市民生活部環境課
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
TEL：0725-33-1131

